

Webasto グループ購入規約

(07 / 2020)

1. 適用範囲

- 1.1 Webasto SEおよび株式会社法15条以下に基づく関連会社（以下「甲」という。）の購入規約（以下「本規約」という。）は、あらゆる種類の製品製造、供給、納品、業務および／または購入、特に製造および／またはシステムの試作、部品、スペアパーツ、コンポーネント、アセンブリ、資材、材料、権利、サービス、機械並びに製造および／またはシステムの設備、またこれに含まれる、または関連するソフトウェアおよび関連文書、甲により甲の製品を製造する目的で、および／またはそれぞれのサプライヤー（以下「乙」という。）が甲の業務を履行する上で購入するソフトウェアのソースコードおよびオブジェクトコード（総じて「成果物」という。）に適用される。本規約は、<https://startsuppliers.webasto.com>「サプライヤーポータル」で閲覧およびアクセスすることができる。
- 1.2 甲の成果物購入に係る甲乙間の法的関係は（甲および乙はそれぞれ「当事者」または総じて「両当事者」という。）は甲の本規約の規定にのみ従うものとする。これには、甲のツール購入に関する規約（「ツールに関する規約」）および現行のサプライヤー品質ガイドライン（以下「QW1」という。）が含まれ、これらはサプライヤーポータルで閲覧できる。本規定は、将来的な取引にも、本規約の規定を明示的に記載することなく適用される。乙から成果物を受領した場合、または甲が乙に対し異議なく支払いを行なった場合、これは甲が乙の他の条件を認めるものではない。甲は、乙の見積もりまたは受領に係るすべての規約に関して、追加的な、または矛盾する条件を一切認めない。またこれらは納品契約の一部にはなり得ない。両当事者の書面による別段の定めがある場合はこの限りではない。また個々のケースにおいて異議を唱える必要はない。
- 1.3 乙は本規約にある規定を、乙が甲に対する納品および義務履行のために依頼した下請業者および／または第三者（3参照）が遵守することを保証しなければならない。乙は、下請業者または第三者がこれらの本規約の規定に従って行動することを保証し、本規約で定めた甲の権利を認めなければならない。
- 1.4 本規約および納品契約（下記2.3参照）に係る変更、補足および付帯合意は書面で行うものとする。これは、1.4の1文の書面の要件を変更する場合にも適用される。

2. 発注、納品契約、分割納品、変更

- 2.1 成果物の購入に係る発注、納品契約、分割納品請求、受注、変更および追加は書面で行うものとするが、ファックスまたは電子的手段によっても行うことができる。納品契約は、乙が納品契約または分割納品請求の文書に定める成果物のための業務を開始、または成果物の納品の開始をもって成立する。
- 2.2 甲による発注は、乙の納品契約を締結するための申し出を意味し、乙による受注確認前であれば、甲はいつでも、いかなる責任も負うことなく、発注を取り消すことができる。注文書に明示的に定めがない限り、注文書は単に乙に対する申し出であり、見積を受け入れたことを意味するものではない。乙の見積またはその他の文書に関連しての発注は、見積に記載された製品にのみ適用され、また発注が前述の製品と矛盾しない範囲でのみ適用されるものとする。甲による分割納品請求は拘束力を有するものとする。但し、乙が発注から(48)時間以内に甲に対して書面で、数量または納期が不当である明確な事由を明記することで、乙にとって可能な納期を提示することができる。
- 2.3 乙が書面または電子的手段により発注または分割納品請求を受注確認した場合、あるいは乙が納品契約または分割納品請求の文書に定める成果物のための業務を開始、または成果物の納品を開始した場合、発注、分割納品請求および本規約を乙がそのすべてを変更無く認めたことを意味する。製造、調達、納品および／またはその他の成果物の提供に係る発注、分割納品請求、納品、その他の契約は、本規約の意味での「納品契約」とする。
- 2.4 試作品の製造は、特に開発作業の範囲で、シリーズ製造の開始前、もしくはシリーズ製造中の変更前である場合、甲の承認を受けた図面（存在する場合）を基にした、それぞれ現行の仕様書および／または業務説明書（総じて「仕様書」という。）を基準に行なう。最初の試作品製造の範囲での仕様の変更および改良は、乙がその目的および品質に適合するか検査し、

甲に通知するものとする。甲が仕様の変更を求める場合、これに応じるものとする。乙へのシリーズ製造の依頼は、変更された仕様に基づくものとする。

2.5 数量および納期は、注文書または分割納品請求文書でのみ定める。乙は、発注または分割納品請求文書で見積もられた、サンプルを含む数量を確保しなければならない。分割納品請求文書に別段定めがない限り、各分割納品の製造は(4)週間分、資材供給は追加で(4)週間分を承認するものとする。その他の注文および分割納品請求の数量見積または数量計画は拘束力を有するものではない。

2.6 甲は、納品契約に定める成果物、仕様および／または工程をいつでも変更する、または乙から要求する権利を有する。乙は遅滞なく、価格および納期の変更を、例えば「コストダウン」等の適切な文書を用いて、原則として(10)日以内に提示しなければならない。このような変更により価格または納期に変更が生じた場合、甲および乙は納品契約を適切に調整しなければならない。

3. 第三者への委託および移転

3.1 乙は、甲に対し事前に第三者へ委託する旨を書面で通知し、甲から書面での承諾を得るものとする。甲はこれを正当な事由が存在する場合のみ拒否する。第三者へ業務を委託することにより、乙の甲に対する直接的な法的責任は影響を受けない。

3.2 また、乙は、成果物製造の際、甲の書面による事前の承諾なしに、成果物またはその部品の生産移転および／または製造施設を移転しないことを保証する。

4. 納期、期日、納品の際の障害、納品の遅延

4.1 注文書および／または分割納品請求の文書で定められた納期および期日は拘束力を有する。納期または期日は成果物が納品所である甲の工場または施設に納品されたことで、遵守されたとみなされる。

4.2 別段の定めがない限り、成果物は「仕向地持ち込み渡し・関税込み条件」(インコタームズ2010年DDP)が適用され、これには乙の費用による梱包材の回収も含まれる。

4.3 乙は、納期遅延、成果物の一部納品等の納品に支障が生じた場合、直ちに甲にこれを書面で通知しなければならない。その際、乙はこの問題に対する対策、特に乙がいかに納品の中断を回避できるか、またはいかにその影響を受けないか、適切な緊急措置について通知しなければならない。

4.4 乙は、甲および甲の顧客に対し、納期遅延に起因するすべての費用(追加貨物費、改装費、特別シフト費、損害補填への追加費用等)を負担するものとする。乙の責に帰する事由により納品が遅延した場合、甲は、注文額または分割納品額の5%を超えない範囲で、週開始ごとに注文額または分割納品額の0.5%の支払いを要求する権利を有する。甲が損害を受けていない、または損害は提示額より少ないと主張する場合、乙はその証拠を提示しなければならない。甲のこれ以外の損害賠償の請求権は影響を受けるものではない。

4.5 甲が、納期遅延の成果物を異議なく受領した場合であっても、甲は4に定める権利を明示的に留保する。甲が異議なく成果物を受領したとしても、甲はその他の損害賠償請求権を放棄するものではない。

4.6 乙が納期を恒久的に遵守することができないことが明らかな場合、乙が納品できない間、乙は、甲が設定した期日満了後、甲の要請に応じて、甲が成果物を自ら製造、または第三者に製造させるため、甲の財産であるすべてのツールおよび装置、並びに派生する法律に基づいて作成された第三者が所有する(下記16.1参照)ツールおよび装置を受け渡す義務を負う。乙の責に帰すべき事由で納品の遅延が生じた場合は、これに係る費用は乙が負担するものとする。乙は移転に対する請求権を有しない。これ以外の甲の損害賠償権は影響を受けないものとする。

- 4.7 納期前の納品、成果物の一部納品、または過多の納品には、事前の書面による甲の承諾を必要とする。このような承諾がない場合、甲は当該納品の受け入れを拒否する権利、または乙の費用での返却を要求する権利を有する。甲の事前の承諾があった場合でも、乙は甲に発生した、納期前の納品、成果物の一部納品、または過多の納品に起因する輸送費の超過分を含む、費用および損害を甲に補償するものとする。

5. 不可抗力

- 5.1 いずれの当事者も不可抗力、労働争議、暴動、公的措置その他のいずれの当事者に起因しない労働妨害、予期せぬ、避けられない重大な事態が発生した場合、障害が存在する期間およびその影響の範囲では契約履行の義務を免れる。これは当該当事者が履行遅滞中に不可抗力が発生した場合にも適用される。甲はその期間中、この損害を回避するため外部に依頼する権利を有する。
- 5.2 甲は、障害が長期に及ぶ場合、また膨大な損害が見込まれる場合は、まだ履行されていない部分に関して納品契約を解除する権利を有する。但し、甲の責に帰する場合、甲は契約解除の権利を有しない。
- 5.3 いずれの当事者も、可能な限り、他方当事者に必要な情報をすみやかに提供し、障害を解消するためおよび／または障害からの影響を緩和するために可能な限りのすべての措置を講じなければならない。乙は5.1の意味においての遅延に関し、甲に書面で直ちに通知しなければならない。通知が行なわれなかった場合、または通知が遅滞し、これが乙の責に帰する場合、乙は相当な期間に通知された場合には回避されたであろう損害を補償しなければならない。加えて、いずれの当事者も、契約履行に繋がる代替手段および方法を探し、必要に応じて、誠意を持って、その期間における変更された契約関係に各自履行義務を適合させなければならない。この障害が消滅した場合、従来の履行義務が生じる。
- 5.4 乙は5.1に記載する不可抗力が発生した場合、甲に対し適切な緊急措置を提案することを保証するものとする。

6. 出荷検査、包装、出荷、原産地証明

- 6.1 乙は、成果物に瑕疵がないか出荷検査を行なう義務を有する。
- 6.2 乙はすべての成果物を適切に梱包し、表示を施し、輸送に相応の注意を払い、輸送費を最小限に抑える方法で、出荷しなければならない。別段の定めがない場合、成果物は追加的に、甲の現在の包装仕様書（サプライヤーポータルに表示）に基づき包装されなければならない。乙は、包装に不備があることにより、つまり、甲の現在の包装仕様書および／またはその他の適用される規定を遵守しなかったことから発生した損害に対して損害賠償責任を負う。
- 6.3 乙は、関税に関する規定またはその他の法令に基づき必要とされるすべての文書およびその他の情報、特に（a）関税払戻証書、b）すべての原産地証明書、c）成果物およびそれに含まれる材料等の商業法的または優先的法規に基づく原産地証明書に関するその他の情報を速やかに入手しなければならない。
- 6.4 甲が輸送業者または輸送手段を指定する場合、乙はその指定された輸送業者または輸送手段を利用しなければならない。

7. 品質

- 7.1 乙は、成果物および業務が意図された使用に適していること、また使用された材料および入手方法に不備がないことを保証しなければならない。乙は成果物およびその業務が、現在の科学技術、取り決められた仕様、品質、環境、排気規制、安全および試験規制、ならびに合意に至った技術データに準拠していることを保証しなければならない。成果物に係る変更、製造に必要な材料、ツールまたは工程の変更には、甲の事前の書面による承諾を必要とする。乙は仕様を確認し、必要な変更、特に品質向上のために必要な変更がある場合は、甲にこれを速やかに通知しなければならない。
- 7.2 乙の品質保証手順に関しては、最新のQW1が適用される。乙は、QW1に定められた手順および文書に係る要件を遵守しなければならない。部品に関連する特別な要件に関しては、補足的に品質に関する取決めを個別に明文化することができる。QW1に定める最初の試作品の製造手順には、各試作品製造注文書に記載されている要件が補足される。

- 7.3 乙は、成果物およびその製造および／または加工に必要な工程が、製造国の成果物および成果物が組み込まれた商品の流通市場に適用される国内および国外の法律および規制に準拠することを保証しなければならない。乙は、これらの規則に違反したことにより発生したすべての公的および私的請求から甲を免責する。乙は、必要な試験証明書はすべて、取決めに基づき甲に提出しなければならない。さらに、前項の要件（国際物質データシステム「IMDS」等）の準拠に供するシステムに、必要な情報を乙の負担で入力しなければならない。
- 7.4 乙は、いつ、どのようにして、誰によって瑕疵のない納品または成果物の製造がなされたかを記録し、その作成した記録書類を甲の要請に応じて速やかに提出しなければならない。この記録書類は、甲の顧客に使用した成果物のシリーズ製造の終了後であっても、(15)年間保管し、必要に応じて甲に提出しなければならない。乙は、成果物を使用する際に生命や健康に危険がないことが明らかな場合、特に甲の製品へ成果物を組み込む場合に危険がない場合、証拠の保持期間を短縮する権利を有する。乙の下請会社も法令が許す範囲で乙と同様の義務を負うものとする。この他の記録文書およびその保管条件に関してはQW1に従うものとする。
- 7.5 前項に拘わらず、乙は、発注された成果物の品質を定期的に検査し、QW1の品質要件または取り決められた品質要件に準拠していることを確認し、契約書に定める試験の証明書を提出する義務を負う。乙は、甲に対し、成果物の品質に問題が生じた場合、速やかに書面で通知しなければならない。いずれの当事者も、品質の向上について提案がある場合は、互いに通知するものとする。
- 7.6 甲は、乙が品質規則および品質管理システムを遵守しているか、適切な範囲で検査をし、乙にあらかじめ通知をすることで、現地で関連文書を閲覧する権利を有する。この際乙は必要な範囲で甲をサポートし、文書および情報を開示する。
- 7.7 成果物の全部またはその一部が、国内法および／または外国法、ガイドラインまたはその他の適用される規定に基づき、その安全性が問われる場合、乙は甲の要請に従い、成果物の認証および製造工程を、特に、どのように（試験方法）、誰が（自然人／法人）検査を行い、その結果がどうであったかを、仕様書に基づき記録し、最低(10)年間保管しなければならない。車両の安全、排出ガス規制などを担当する当局から、特定の条件を確認するため甲に対し製造工程の立会い、また試験に関する文書の閲覧を要求された場合、乙は甲が要請した際には、乙は当局に、乙の業務に関して同様の権利を付与し、可能な限り支援することに同意する。

8. 競争力

- 8.1 納品契約は、乙が価格、品質、成果物の改善、納品の安全性に関して競争力を維持することを前提とする。
- 8.2 他社の類似製品、商品および／またはサービスが、より競争力のある条件で提供された場合、甲は乙に対し相当な期間を設定し、乙が競争力のある商品を提供できるよう、書面で通知する。乙は速やかに競争力回復のための対策を検討し、訂正した見積と共にその対策を甲に提出するものとする。甲が競争力を回復するための訂正した見積を受け入れた場合、従来の納品契約が変更された条件の下で継続され、乙は甲が設定した相当な期間内に成果物の競争力回復のために合意された対策を実施し保証する必要がある。乙が競争力を有することは義務であり、契約を構成する重大な義務である。これがなされない場合、競争力を有することが要求され、これができない場合、甲は契約の全部または一部を、重大な事由として解除するものとする。

9. 価格、請求、支払い、第三者への権利義務の譲渡

- 9.1 合意された価格には適用売上税が含まれる。価格は固定価格であり、納品契約に基づく梱包を含む成果物の製造および納品の合計金額を表す。甲の書面による事前の承諾がない限り、乙は価格を調整したり、追加費用を請求する権利を有しない。

- 9.2 注文書に別段の定めがない場合、乙の請求書は、契約で定めた甲への成果物に係る損失リスクの移転に拘わらず、支払期限は、契約で定められた成果物の受領後、適切かつ記載漏れのない請求書の受領(60)日後に到来するものとする。請求書は、関連法規を遵守し、特に納税者番号または売上税番号、納品およびサービス履行日、成果物の数量および種類が記載されていなければならない。これに加え、サプライヤー番号、納品書番号、注文書番号およびその日付（納品契約書または分割納品請求の文書）も記載されなければならない。請求書に注文書番号がない場合、甲は請求書を無効として拒否することができる。
- 9.3 納品が納期前に行われた場合であっても、支払期日は取り決められた支払期日となる。支払いは、請求書の記載に不備がない場合、銀行振込、小切手または、同意がある場合は自動引き落としで行なわれる。
- 9.4 納品に瑕疵があった場合、甲はその額に応じて契約履行が行われるまで支払を保留する権利を有する。
- 9.5 甲の書面による事前の承諾がない限り、乙は甲に対する請求を第三者に譲渡することも、また第三者によって回収させることもできない。9.5の1文に反し、乙の甲に対する請求を、承諾なしに第三者に譲渡した場合、甲は、承諾を得た後に、乙または第三者へ支払うか選択し、これを支払うことで、債務は消滅する。下請業者の乙に対する拡大された所有権留保が存在する場合、甲は甲への譲渡に同意する。

10. 瑕疵に関する通知

- 10.1 甲は、成果物の受渡しの際、納品書に基づいて内容検査および数量検査を行い、明らかな輸送上およびその他の外部損傷がないかを確認する。甲が瑕疵を見つけた場合、甲は乙に対して速やかに通知する。この際発見されなかった瑕疵に関しては、相当な期間を設定し、通常の業務工程において発見された瑕疵を乙に通知するものとする。乙は通知の遅延に対して異議を唱えることを放棄する。
- 10.2 瑕疵を発見する前の支払、甲によるおよび／または顧客の検査、成果物の受領および／またはその他の承諾は、瑕疵がないことを確認するのではなく、乙の本規約等の納品契約に規定する保証および／または責任を免除するものではない。

11. 瑕疵に対する請求

- 11.1 11.に定める保証に拘わらず、乙は成果物すべてが、a) 仕様、特にサンプルおよび図面等が要件に沿うこと、b) 設計、製造および材料に瑕疵がないこと、c) 通常の市場品質を満たすこと、少なくとも契約で定めた品質を満たすこと、d) 購入理由である特定の目的に適していることを保証しなければならない。上記の要件のいずれかに矛盾することが判明した成果物は、「**瑕疵ある成果物**」とされる。
- 11.2 製造の開始前（加工または組立）あるいは使用前に瑕疵のある成果物が発見された場合、甲は、乙が選別し、修補する、または追加納品（差し替え）することができる相当の期間を定めるものとする。甲が、このような措置を許容するのが困難である場合は、この限りではない。この場合、特に製造の際の問題の排除、業務の際の問題の排除、もしくは甲または甲の顧客への損害を軽減するために、甲は自ら瑕疵の修補を行なうか、第三者に委託する。この際掛かった費用は乙が負担する。甲は瑕疵の修補を行なったことを適切に乙に通知する。
- 11.3 瑕疵が製造開始後に発見された場合、甲は瑕疵のない成果物の納品、代替品調達に掛かった費用、特に輸送費、旅費、労働費（検査費、選別費、解体費、組立費等）、および材料費を請求する権利を有する。成果物がすでに甲または甲の顧客の製造または販売工程にある場合、または最終顧客がすでに使用している場合は、修補のための期間設定は不要とする。成果物が既に製造に使用され、甲により顧客に納品されている場合、甲が顧客から検査用部品を受け取った場合は、乙にこれを提供する。乙が、甲の顧客から提供された部品を基に瑕疵を発見した場合、もしくは委託した第三者（工場等）がこれが発見した場合、これ以上の瑕疵のある成果物を乙に提供することなく、瑕疵の証拠として認めるものとする。また、11.に記載される費用および経費に関しては、瑕疵ある成果物を交換することがなかった場合であっても、瑕疵のないソフトウェアもしくは新しいソフトウェアにかかった費用を補償する。

11.4 瑕疵の診断の対象にならない交換される成果物、または技術的分析または修補のために乙に提供されずに交換される成果物は、甲が乙の費用で、または乙が甲の要請により乙の費用で自らこの成果物をスクラップするものとする。別段の定めがない限り、乙は瑕疵ある成果物を乙の目的または第三者の目的のために販売または使用する権利を有しない。甲は11.4に基づき、乙の義務履行を検査する権利を有する。

11.5 瑕疵が存在する場合、乙は留置権を有しない。

11.6 納品した成果物の保証期間は、北米市場（米国、カナダ、プエルトリコ、メキシコ）向けの甲の製品および／または車両に使用されている成果物を除いて、(36)ヶ月、北米市場対象の成果物の保証期間は(48)ヶ月とする。甲の顧客がこの期間の終了直前にこの請求をした場合、上記期間はさらに(6)ヶ月延長される。保証期間は、甲の顧客が最終製品（車両または機械）を新規登録した日から、または甲の成果物が顧客の製品に組み込まれた日から算定される。ただし、いずれの場合も、保証期間は、甲が成果物を受領してから(60)ヶ月を超えないものとする。乙が成果物の瑕疵を不正に隠匿し、この際、適用される法定保証期間が長くなる場合、上記の保証期間は適用されない。ただし、法定保証期間が短い場合は、隠匿していたとしても、保証期間が適用される。ドイツ以外の法定規定および／または甲または甲の顧客が製品またはスペアパーツを販売する国々で、瑕疵に対する申し立ての期間が長い場合、この期間を本条11.6に定める保証期間に読み替える。

11.7 上記に関して別段の定めがない限り、瑕疵のある成果物の納品に対する費用償還請求権、損害賠償請求権およびその他の法的または契約上の権利は、11.の条項の影響を受けないものとする。

12. 責任

12.1 甲が第三者から無過失責任、特に製造責任を問われた場合、成果物の瑕疵が乙の責に帰する場合には、乙は、それに係る請求およびその結果生じる費用および損害（訴訟費用を含む）から甲を免責するものとする。

12.2 甲および／または第三者により、特に成果物または、成果物が含まれる製品、コンポーネント、ソフトウェアまたはシステムが組み込まれている車両（またはその他の最終製品）の製造業者が、自らの判断で、または当局の決定の結果として、損傷防止措置、例えば、回収措置、出張および工場での修理、顧客サービスに係る措置またはその他の措置（総じて「リコール」という。）を行なう場合、この損害が、乙によって納品された成果物の瑕疵または乙による納品契約違反に起因する場合、乙は結果として生じた費用および損害（訴訟費用を含む）に対して責任を負うものとする。

12.3 第三者が甲に対して請求を求めた場合、乙は、これを解決し防御するため甲に適切なサポートを提供するものとする。責任問題に発展した際、甲はこれを適切に乙に通知し、原因を調査する機会を乙に与える。但し、特に緊急を要する場合、乙への情報提供および機会を与えることが甲にとって不可能である場合は、この限りではない。

12.4 甲のその他の法的または契約上の権利、特に製造責任、違反行為および／または契約書のない取引に係る権利は、12の条項の影響を受けないものとする。

12.5 乙が納品契約またはその他の契約に基づく義務履行の一環として甲に乙の使用人を委ねる場合、甲とその使用人との間には雇用関係は生じない。当該使用人の業務により生じるすべての税金等の公課、特に各社会保障等の支払責任は乙が一切を負うものとする。乙は、当該使用人の業務により生じる甲からの請求および／または第三者の請求、特に、偽の自己雇用または偽の自己雇用の疑いから発生する請求は、全額かつ最初の請求から甲を免責するものとする。

13. 保険

乙は義務履行に際し、乙の費用で十分な額の保険を締結するものとする。特に、乙が成果物の製造業者である場合、解体および組立費用を含む製造賠償保険、補償額が500万ユーロ以上の自動車リコール保険、リスクの高い成果物、特に電子部品に関しては、各損害賠償責任につき1,000万ユーロ以上の事業賠償責任保険等を締結、維持することとする。乙は契約締結前にこの保険証書を甲に提示し、補償内容および補償額について両者の書面による確認を行なう。乙は毎年甲に対し、要請がなくとも最新の保険確認書を付して書面で通知するものとする。

14. 第三者の権利、保護権、使用权

- 14.1 乙は、成果物、製造工程および成果物の使用が第三者の権利、特に国内または国際特許、実用新案、著作権、意匠権およびその他の知的財産権（総じて「財産権」という。）を侵害しないことを保証しなければならない。乙は、第三者の権利（法的費用を含む）の侵害に起因する費用および損害に対して責任を負う。さらに、乙は、成果物の使用または販売による実際のまたは主張する財産権の侵害に起因する第三者の損害賠償から甲を免責する。
- 14.2 いずれの当事者も、侵害リスクおよび侵害の疑いのある事実を知りえた場合、直ちに他方当事者に通知し、請求に対し防禦するための適切な方法（分析、文書等）で互いにサポートすることを約束する。
- 14.3 甲が成果物を使用するに当り、乙の財産権および／または著作権が必要な場合、乙は、甲に対し、納品契約に基づき納品された成果物を甲が、または第三者が使用、修理または複製するための、国際的な取消不能かつ無償の権利を付与する。
- 14.4 標準ユーザーソフトウェアが納品契約の対象である場合、14.3の使用権を有し、自由に譲渡することができる。乙は必要なソフトウェアを甲に提供する義務を有する。複数の使用に対する支払いは、明示的に排除される。乙は、ソフトウェアにウイルスなどの欠陥がないことを保証する。
- 14.5 納品契約に甲が対価を支払う開発作業が含まれている場合（一回限りの支払いまたは部品価格を問わず）、乙が納品契約に基づき取得または使用する、特にノウハウ、試作報告および開発報告、発案、アイデア、草案、デザイン、図面、提案、サンプル、モデル、ソースコードを含むソフトウェア、データセット、履歴を含むCADなど（総じて「業務結果」という。）等の、すべての開発結果は甲の財産である。乙は、知的財産権の対象となり保護される開発結果、特に発明に関する権利を取得し、甲に譲渡できることを保証しなければならない。開発結果、特に発明が著作権によって保護されている場合、乙は直ちに甲に通知するものとする。甲は、甲の商号で、また甲の費用で、保護権を登録することができる。甲は、乙からの通知後（4）週間以内に保護された開発結果の移転を要求することができる。乙には、甲に速やかに当該権利を移転する義務が生じる。甲が登録しないことを決定した場合、または甲がすでに登録されている保護権に関心がなくなった場合、乙はこの費用で登録を行うことができる。但し、この場合も、甲は、引き続き無制限かつ無償の非排他的な使用权を有する。
- 14.6 業務結果が乙の著作権によって保護されている場合、乙は甲に対し、非排他的、取消不能および譲渡可能な、時間的、空間的、そして実質的に無制限の権利を付与し、これらの結果を無料で任意に使用、変更、編集することを許諾する。保護権または保護可能な業務結果が、納品契約の範囲で乙による契約履行の際に発声した場合、14.5の1文および2文が適用される。納品契約締結の際に既に存在する、業務結果に含まれる保護権、著作権および／または保護可能な権利に関しては、甲は、甲による、また第三者による甲に対する製造および開発を目的とした無償使用を含む、取り消し不能な、時間的および空間的に無制限な、非排他的使用权ならびに再許諾可能な使用权を付与される。

15. 製品表示

乙は、甲が指定または定めた方法で成果物を表示するものとする。甲により保護された商標、表示またはこれに相当する装丁、または甲のオリジナル梱包を施した成果物は、甲または甲によって指定された第三者にのみ供給される。甲の商標および／または表示の使用权は、乙に付与されるものではない。甲の商標または甲の表示を付した成果物の全部または一部に瑕疵があるおよび／または不良品として拒否された場合、乙はこの費用でそれらを破棄するものとする。乙が上記の義務のいずれかに違反した場合、甲は通知なしに注文を即時終了する権利を有し、この違反から発生した乙の利益および甲に発生した損害への損害賠償を請求する。

16. 貸与品

- 16.1 甲または甲の顧客によって乙に提供された、甲または甲の顧客によって全部または一部支払われる、すべてのツール、モデル、型、マトリクス、サンプル、計測装置、機械、フォームおよびこれらに関連するソフトウェア、仕様、特に図面、機密データおよび

CAD等の設計データ、およびその他の関連文書、資料またはその他の生産手段、並びに交換品、追加品、付属品、部品およびメンテナンス等は、書面で別段の定めがない限り、甲またはその顧客の財産（総じて「貸与品」という。）であり、乙に貸与されるものとする。

16.2 貸与品は、甲の事前の書面による承諾がない限り、第三者への納品に使用することはできない。乙は、甲の成果物製造にのみ貸与品を使用することができ、他の目的で使用したり、第三者にそのような使用を許諾することはできない。

16.3 貸与品は甲または甲の顧客の財産として明確に区別され、乙および／または第三者の財産とは離して安全に保管するものとする。乙は、貸与品を乙の費用で良好な状態に維持し、必要に応じて交換するものとする。乙が貸与品を保管、またはこれが乙の管理下にある限り、乙が貸与品のリスクを負う。乙は貸与品が紛失した際、甲または甲の顧客に支払われる損失に対する賠償金に相当する額の保険に、乙の費用で加入しなければならない。乙は、保険者に対するすべての支払い請求権を甲に譲渡し、甲はこれを受諾する。乙は、貸与品を慎重かつ丁寧に、またリスクを伴わないよう使用し、甲に対し組立、使用、保管、修理の際、またはそれに関連するすべての請求、責任、損害、費用の発生がないように扱う。甲または甲の顧客は、通常の業務時間中、乙の施設への立入が許され、準備されてた貸与品およびこれに係る記録の検査ができる。

16.4 甲は、いつでも、その理由の明記することなく、また無償で、貸与品を乙から回収する権利、または返却を要求する権利を有する。甲からの要請があった場合、乙は貸与品を速やかに返却またはその準備をし、甲またはその顧客に送付しなければならない。甲は、適切な輸送コストを乙に補償するものとする。乙は、特に甲未払いに対するおよびその他の理由による留置権を有しない。

17. スペアパーツの供給

甲の顧客の車両および／または他の製品用の製品に組み込まれる成果物に関して、乙はシリーズ製造中および顧客のシリーズ製造終了後(15)年間は甲へのスペアパーツ供給を保証するものとする。シリーズ製造の終了日に関しては、乙の問い合わせに応じて甲が乙に通知する。供給契約が存在する間の価格は、供給契約に定める現在の製造価格であり、少なくとも15年間の最初の4年間の一連の生産終了時の梱包および加工を加えた価格は、協議の上合意するものとする。乙は甲がサービス文献およびその他の資料を提供することを要請した場合、甲のスペアパーツ販売活動支援のため、追加費用を請求することなく提供するものとする。

18. 秘密保持

いずれの当事者も、すべての、あらゆる非公開の商業上および技術上の詳細、業務上知りえた、企業秘密とされる情報および／またはデータ、特にモデル、型、マトリクス、サンプル、計測装置、機械、フォームおよびこれらに関連するソフトウェア、仕様、特に図面、機密データおよび CAD 等の設計データおよび類似情報（総じて「機密情報」という。）を不正な第三者に送信または譲渡しない、または利用させないことを保証する。また、このような機密情報の複製は、経営上必要であり、さらに著作権規則を満たしている場合のみ許可される。権限を有する第三者、下請け業者、代理人および従業員は、これに応じた義務を負う。乙は甲の事前の書面による承諾を得てのみ、甲とのビジネス関係の宣伝をすることができる。

19. 所有権留保

別段の定めがない限り、成果物およびその一部の所有権は、乙の製造および甲の支払い額に応じて移転し、全額支払われた場合は甲に移転される。乙により延長された、または拡張されたあらゆる所有権留保の適用は除外する。

20. 乙所有のツール

20.1 乙は、甲に対し、成果物の製造に必要なツール（「必要ツール」）をいつでも占有および所有できる取消不可能な選択権を、必要なツールの現在価値から甲が既に乙に支払った金額を差し引いた、または成果物の金額に上乗せした分を差し引いた金額を支払うことで付与する。乙が他の標準製品の製造にこのツールを必要とする場合はこの選択権はない。

20.2乙は、甲が必要ツールを、設置、組み立て、使用するために必要なすべての技術情報を甲に提供する。技術情報には、設計、モジュール図面および設置図面、その他の技術文書、試験記録および結果、データ、ソフトウェア並びに成果物およびツールに関するその他の情報が含まれる。これらの技術情報は、甲により、限定することなく、乙の特許または商標権を考慮し使用および公開される場合がある。乙の知的財産権の対象となる設計または製造情報は、甲が甲の目的のためのみに使用するものとする。

21. グループ会社の請求書に関する条項

甲は、Webasto SEまたはWebasto SEが最低50%の間接的または直接的に持分を有する会社の一社が受領した請求書および発行した請求書、支払期日の到来していない請求書を相殺する権利を有する。出資に関する情報は、問い合わせに応じて提供するものとする。

22. 契約解除

22.1 甲は、相当な期間（通常(30)日）の書面による通知を行うことにより、いかなる理由を明示することなく、いつでも納品契約またはその一部を解除する権利を有する。両当事者は、既に完了した成果物の当該シリーズ価格から、解除により節約される費用分を差し引き、拘束力を有する分割納品書に基づき、製造または発注した未完成成果物および実際に掛かった原材料を払い戻すことを考慮に入れ、協議するものとする。いずれの当事者も材料等を他の製造に回す等、費用を最小限に抑えるよう努力する。

22.2 いずれの当事者も、一方の当事者が本質的な契約上の義務に違反し、他方当事者が書面による警告を行なったにも拘わらず、相当な期間内にこれが改善されなかった場合、重大な事由により即時契約を終了するか、契約の全部または一部を解除する権利を有する。

22.3 甲の重要な理由とは、特にa) 乙の納品が大幅に期日を過ぎ、これが連続した場合、b) 乙が甲の品質規則に繰り返し著しく違反した場合、c) 乙の資産に対する破産手続きが裁判上または裁判外調停により開始された場合、またはそれに順ずる申請が（乙または第三者による濫用的な申請でない限り）行なわれた場合、このような申請が乙の資産の不足で却下された場合も同様、d) 乙の資産に対する破産手続きを開始するまたは同様の手続きを開始する事由が存在する場合、または差し押さえ手続きが、乙の全資産または資産の大部分に対して実施されている場合、e) 乙の事業における所有権または株式に重要な変更が生じ、その結果、甲は、乙が納品契約を継続することを、実質的に期待できない場合、f) 甲の顧客が、これまでに成果物を納品していた甲との納品契約を終了した場合、g) 乙の財務状況が著しく悪化し、その結果、納品の安定性が危ぶまれたり、乙が支払いを停止した場合、とする。乙は22.3 f)で記載する事項以外、前述の事項の一つが発生した場合、書面で直ちに甲に通知する義務を負う。

22.4 納品契約が終了した場合、乙は、甲からの最初の要請に応じて、甲からの貸与品およびコピーを含むすべての秘密情報を乙の費用で甲に速やかに返却するか、甲の要請によりそれらを破棄し、甲に書面でこれを通知するものとする。納品契約の終了後、甲によって納品契約に規定される製造に必要な数量および成果物に関する情報を、これが商業的保護権により保護されていない場合、製造にこれらの情報を必要とする第三者に提供するものとする。業務結果の取り扱いに関する規制は影響を受けず、納品契約の終了後も有効とする。

22.5 10. から14., 17., 18., 22. から24.までの規定は、納品契約の終了後も存続するものとする。

23. コンプライアンス、社会的責任、持続可能性

23.1 乙は適用法を遵守し、特に詐欺および背任行為、倒産に係る犯罪、輸出入での競争に係わる犯罪、利益の供与および贈与、贈収賄、腐敗行為、汚職犯罪、または乙の使用人または他の第三者が犯した同等の犯罪等の行為、並びに刑事責任につながる行為を行わないことを保証する。これに違反した場合、甲は納品契約を即時解除する、またはこれを終了す

る権利、およびその交渉を終了する権利を有するものとする。上記に拘わらず、乙は、乙に係る、また甲との取引に関係するすべての法令および規制、特にデータ保護法を遵守する義務を負う。

23.2 甲は、企業活動が従業員および社会に対する社会的責任を考慮することを非常に重要と考え、このため、社会的責任は甲およびそのすべてのサプライヤーに適用されるものとする。従って乙は以下に記す甲の基準に従うものとする。

- a) **団結の自由、賃金および福利厚生、労働時間**：従業員にはすべて、労働組合および従業員代表委員会を結成する基本的権利が認められる。この権利が当該地域の法令により制限されている場合、その地域の法令の範囲で可能な限り従業員代表委員会の結成を促進し、これを妨害しない。機会均等および平等は、民族、肌の色、性別、宗教、国籍、性的指向、社会的背景および政治的意見に関係なく、これが民主的原則および対立意見に対する寛容さに基づく限り保証される。従業員は、資格および能力に基づいて選ばれ、雇用され、昇進の機会を得る。報酬および福利厚生は、最低賃金、残業時間および法定の社会保障の基本的原理に基づいて保証される。労働時間は、適用法、業界標準または関連する ILO 条約に従うものとする。残業は、自主的に行なわれなければならない、従業員が 6 営業日連続して勤務した場合、少なくとも 1 日休暇を与えられるものとする。甲は、既知の奴隷労働および非自発的囚人労働を含む強制および義務労働を拒否する。
- b) **児童労働の防止**：乙は、本契約が定める成果物の製造または加工を、ILO 条約第 182 号の意味での搾取的児童労働を伴わず、また搾取的児童労働の防止のため、本規定またはその他の適用される国内または国際法の義務に違反することなく行うことを保証する。さらに乙は、成果物の製造または加工における ILO 条約第 182 号の意味での搾取的児童労働を排除するため、積極的かつ効果的な措置を講ずることを保証する。乙は、乙の下請け業者にこれを義務づけ、下請け業者はさらにその下請け業者にこれを義務付け、乙はこの義務が果たされているかを管理するものとする。甲は、これらの保証の内容を確認し、乙は甲の要請があった場合、これを証明する。
- c) **雇用の自由選択**：乙は、乙の意思に反して誰かを雇うことも、労働を誰かに強制することもしてはならない。従業員は、相当な期間をもって雇用関係を終了させる自由を有する。従業員は、身分証明書、パスポート、労働許可証を雇用の条件として没収されてはならない。
- d) **安全および健康の確保**：乙は雇用主として、国内の規制に基づき職場での安全および健康を保証し、労働環境を改善するために継続的に努力する。
- e) **一般的な環境責任、環境に優しい生産および製品**：甲は環境保護、特に原因に取り組み、製造工程および製品が環境に与える影響を事前に考慮し、それらを商業上の意思決定に取り入れる。同時に、製造工程およびその製品は、総合的な観点からできるだけ省資源かつ環境に適合するように設計される。乙は、環境保全に関する予防原則に従い、より大きな環境責任を推進するためのイニシアチブを取り、環境に配慮した技術の開発および普及を促進する。また環境に悪影響を及ぼす可能性のある事故を回避または最小化する積極的な取り組みを含む、製造のあらゆる段階での積極的な環境保護を保証する。排出削減、再利用およびリサイクル戦略の使用を特徴とする水利用の開発および省エネ技術の開発に重点をおくものとする。
- f) **その他の製品関連の環境基準**：サプライチェーンに沿って製造された製品、特に製造に使用されるすべての材料および資材は、各市場セグメントで環境基準を満たしていなければならない。環境に放出される有害な化学物質およびその他の物質は特定されなければならない、危険物管理においては、安全な取り扱い、輸送、保管、再処理、再利用の段階で、適切に処理されるものとする。製造資材のサプライヤーは、供給契約の締結後 2 年以内に ISO 14001、EMAS または同等の規格に準拠した認定環境管理システムを導入し、甲との取引関係の全期間中これを証明し、有効期限が切れる前に、更新された証明書を適切な時期に提示するものとする。

さらに、乙は、成果物に係る下記の義務を負う。a) 成果物が可動部品であり（部品のうち少なくとも(1)つが動くもの（空気圧シリンダ、電気モータ等））、しかし機械または設備ではない場合、各法的根拠に基づき製造業者の説明書を提供する。b) 成果物が製造のための機械装置（旋盤、組立ライン、包装機、テストスタンド等）である場合、各法的根拠に従って CE 適合宣言書またはそれに準ずる適合宣言を提供する。c) 成果物が有害物質である場合、ドイツ語または英語、または甲の委託会社が所在する国の各言語で、それぞれの法的根拠に基づいて安全性データシートを提

供する。d) 成果物がセラミック繊維および／またはガラス繊維の材料、またはこれらを含む場合、ドイツ語または英語、または甲の委託会社が所在する国の各言語で、それぞれの法的根拠に基づいて安全性データシートを提供する。乙は、各成果物が対象となる、例えば電気部品の VDE 規格、欧州議会の廃車指令（ELV 指令）、欧州危険物品条例等の顧客および製造業者が所在する国の関連する規範、法律および規制を遵守する。乙は、これらの規則に違反して発生したすべての公的および私的請求から甲を免責する。乙は甲に規定に基づき試験証明書すべてを提示する。

さらに、甲は、乙が注意義務の範囲で、紛争の対象となる融体から得られる鉱物の使用を避けることを期待する。紛争の対象となる鉱物の使用とは、輸出、輸送、貿易、処理／加工、輸出において、非国家武装集団の直接的または間接的な支援につながる場合である。乙または下請け業者が使用する錫、タンタル、タングステンおよび金等の鉱物を晶出する融体または製油所に関する情報は、甲の要請に応じ、甲に提示される。甲はさらに、サプライチェーンの各段階においても注意義務を尊重するよう乙に要請する。これには特に錫、タンタル、タングステン、金などの鉱物の乙による使用が武装勢力を直接的または間接的に支援しないことが含まれる。

- g) **サプライチェーンにおけるスタンダードの推進**：乙は、23.2 a)から e)に記すこれらの持続可能性のスタンダード内容を下請け会社に義務づけ、サプライチェーンでも持続可能性スタンダードを遵守しているか確認するものとする。

23.3 甲は、事前に通知した後、通常の営業時間内に乙の代表者の立会いの下、データ保護法等の適用法令に従い、内部および／または外部の専門家により、乙が 23.2 で定める要件を遵守をしているか現地で監査する権利を有する。監査の実施前には、両当事者は甲の基準に基づく、監査内容、範囲、および監査の時間に関して定める適切な秘密契約を締結する。甲は、甲が監査を依頼した外部専門家と秘密協定を締結することを保証する。監査では、乙が監査対象施設（会社、工場等）が現地の法令に違反していないことを書面で保証する場合、人事文書、従業員契約書、請求書または給与明細書、社会保障文書またはこれに準ずる文書の閲覧は行なわないものとする。乙が監査を承諾した場合、甲は適用されるデータ保護法を考慮し、常に匿名で監査を行う。監査の詳細については、事前に当事者によって合意するものとする。当事者間で別段の定めがない場合、監査内容はシステムおよび工程の検査、違反の発見およびその防止に限定される。乙による事前の同意がない限り、監査中に写真やコピーを作成をしない。但し、明白で重大な違反を確認した場合、乙に重大な事由がなければ、乙は写真およびコピーを拒否する権利を有しない。

24. その他の一般規定

24.1 11.5に拘わらず、乙は、反対請求が確定力を有する場合、これが明白である場合、または甲が認めている場合に限り、保持権を有する。これ以外、乙は、反対請求が同じ権利関係に基づいている場合にのみ、保持権を行使することができる。

24.2 契約の履行地は、契約に基づき乙が成果物を納品する施設または甲の所在地とする。

24.3 納品契約に明示的に定めがない限り、納品契約は、本規約とともに、甲の登録事務所が所在する州（または国）の法律に準拠する。国際物品売買契約に関する国際連合条約（国際物品売買に関する国際連合条約）の規定および国際私法の抵触法は適用はされない。甲および乙は、納品契約に関する一切の紛争について、発注者である甲の所在地の裁判所を専属管轄地として合意する。甲はまた、乙の事業所の管轄である裁判所においても、乙に対する訴訟を提起する権利を有する。

24.4 本規約またはその他の取り決めの一つが無効になった、または無効になる場合、本規約の有効性またはその他の取り決めは影響を受けない。納品契約の締結後に追加の取決めが必要な場合も同様である。両当事者は、無効条項を同様な経済的效果に最も近い規定に差し替える義務を負う。契約に条項の欠如が存在する場合も同様である。